

生活保護事務の段階的返上についての緊急アピール

生活保護制度については、制度創設後半世紀以上を経過し、制度疲労を起こしていることに大きな問題があると考えており、指定都市も改善の提案を行っているが、このような時に、制度の抜本的改革を行うことなく、生活保護費の国庫負担割合を引き下げるとは、単に多大な財政負担を地方に転嫁するものであり、国の責任放棄に他ならない。

仮に、引き下げが強行されるということであれば、指定都市市長会として、生活保護事務を続けることは困難であり、法定受託事務である生活保護事務については、国に返上せざるを得ない。

しかし、一気に返上した場合には、市民生活に与える影響が懸念される。そこで、指定都市市長会としては、現在協議が行われている「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」等における議論の推移を見守りつつ、国に対して不退転の決意を示すため、具体的準備行為として、生活保護に関する月次の報告について、停止をする。さらに、国への生活保護事務の引継ぎにあたっての具体的作業に入ることを検討する。

指定都市市長会としては、生活保護事務を返上する事態になることは本意ではなく、国の良識ある判断を期待する。

平成 17 年 7 月 27 日

指 定 都 市 市 長 会